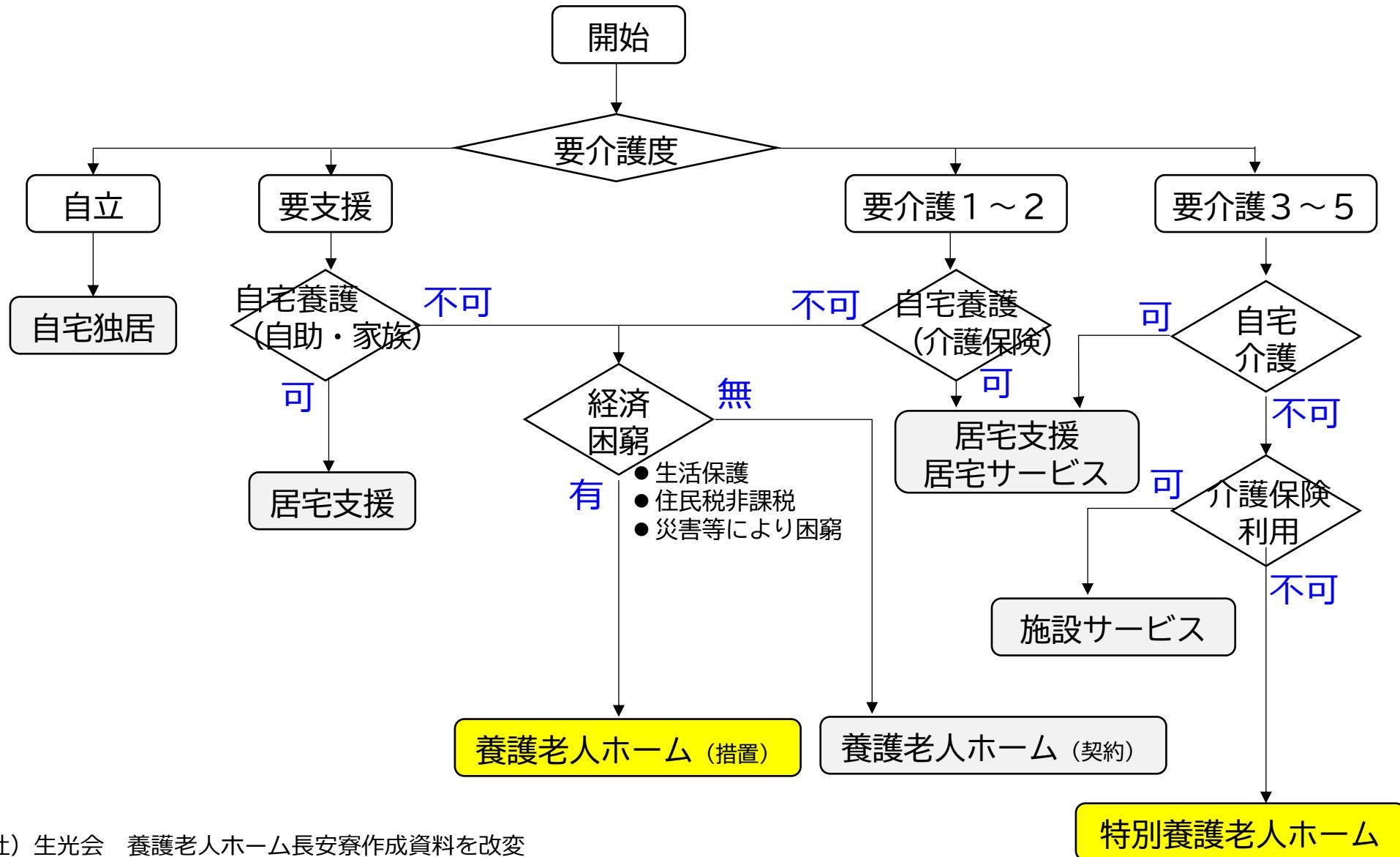


養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

令和7年11月
厚生労働省老健局高齢者支援課

養護老人ホーム入所のフローチャート

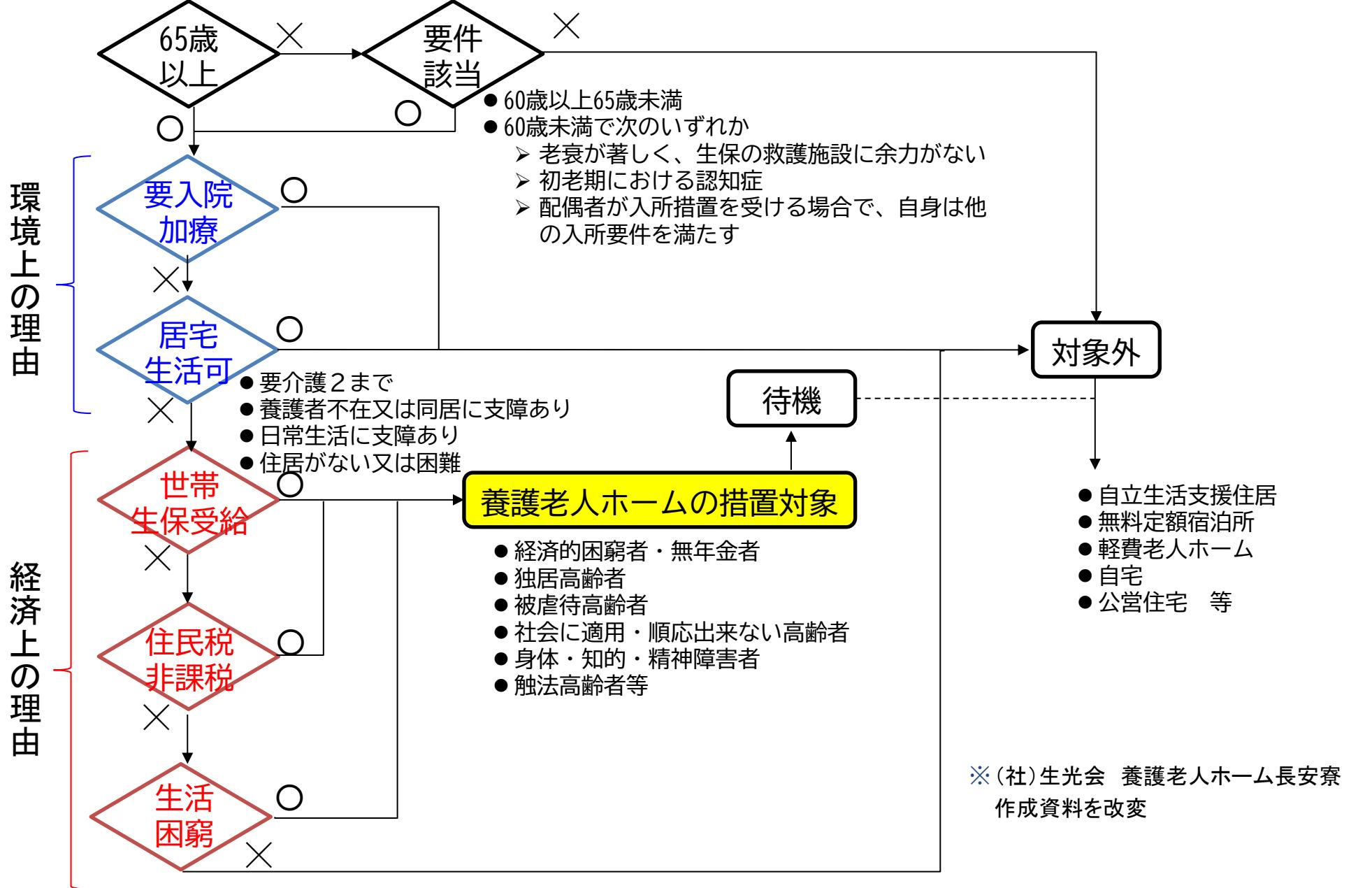


※ (社) 生光会 養護老人ホーム長安寮作成資料を改変

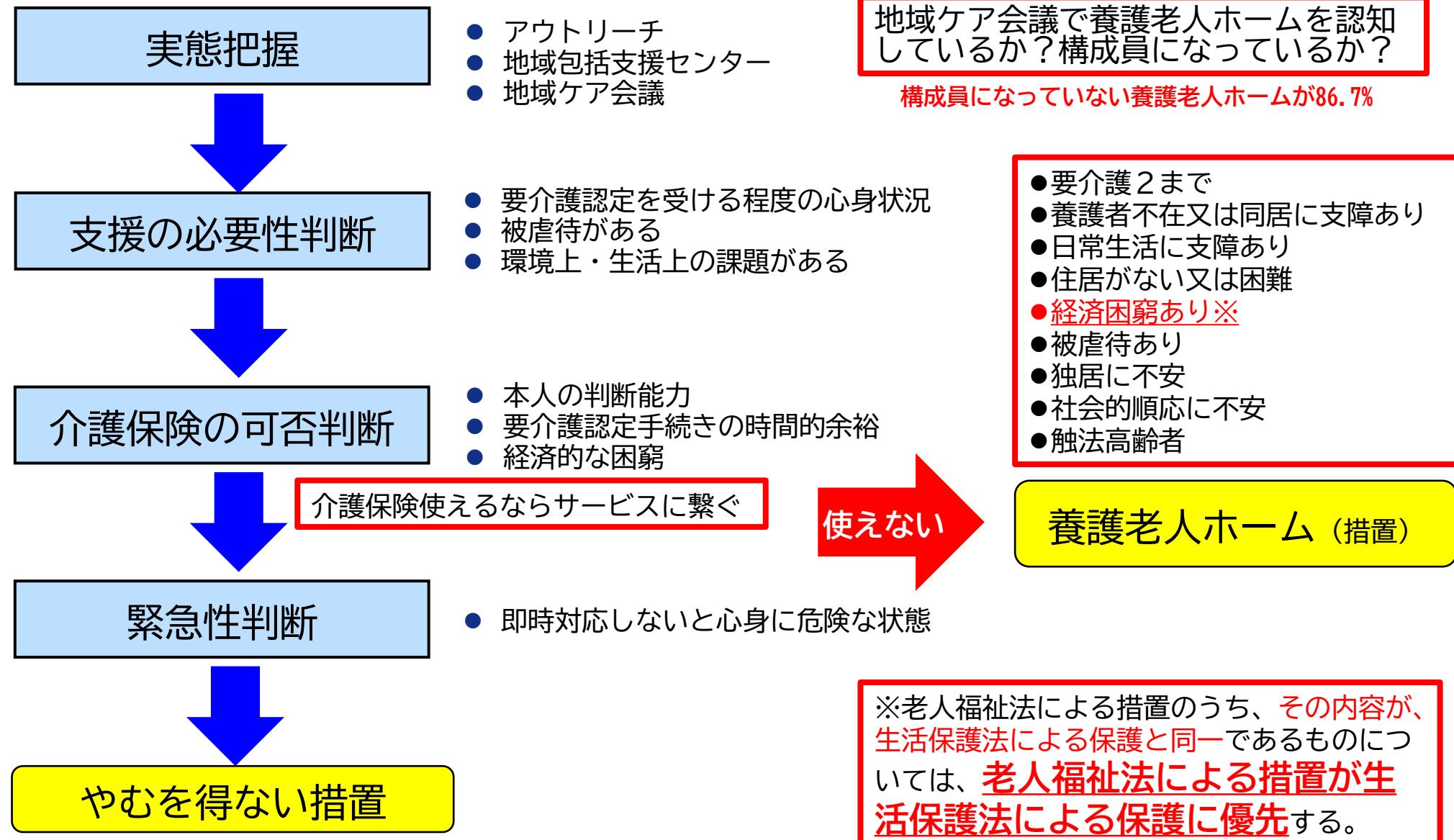
特別養護老人ホーム

※やむを得ない措置

高齢者福祉(措置)のフローチャート



高齢者の課題発見と支援のフロー



高齢者の経済困窮に対する法令上の整理

生活保護

1 生活扶助



衣食、その他日常生活に必要な費用

2 住宅扶助



家賃（更新料等含む）、地代、住宅補修等に必要な費用

3 教育扶助



学用品費・給食費等、義務教育を受けるのに必要な費用

4 医療扶助



けがや病気の治療に必要な費用

5 介護扶助



介護を受けるために必要な費用

6 出産扶助



出産に必要な費用

7 生業扶助



技能修得や高等学校等の就学に必要な費用

8 葬祭扶助



葬祭に必要な費用
(葬祭を行う扶養義務者がなく、保護を利用してい
る方が葬祭を行う必要がある場合の費用、など)

老人福祉法に基づく措置を優先
(養護老人ホーム、
やむを得ない措置)

生活保護法に基づく生活保護で支援

(例)

経済困窮あり、要介護2
食事・排泄に介助が必要

✗生活保護で住宅扶助、生活扶助、
介護扶助を受けて介護付き有料老人
ホームに入居

○養護老人ホームの利用

養護老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 65歳以上の者であって、**環境上の理由**及び**経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設。
(老人福祉法第20条の4)
- 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

(措置の理由)

- ・環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- ・経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

2. 制度の概要

- 施設数等
 - ・施設数 922施設
 - ・定員数 60, 627人
 - ・入所者数 51, 890人 (入所率 85.6%)
- 利用対象者
 - ・市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定
- 面積基準
 - ・10.65m²以上
- 介護保険との関係
 - ・入所者が介護保険の居宅サービスの利用が可能 (H18~)
 - ・「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能 (H27~)
(「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能 (H18~))

3. 整備費・運営費

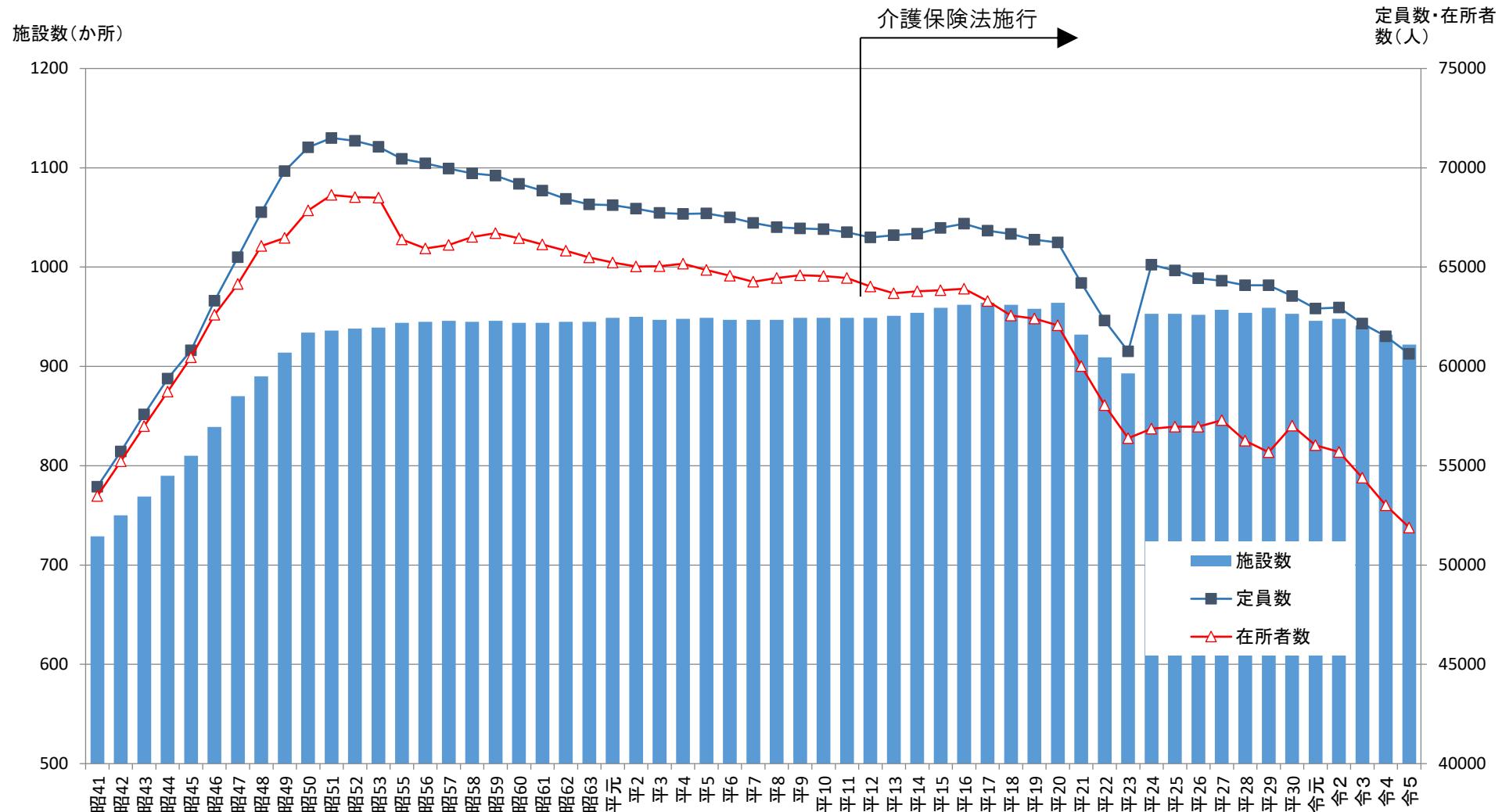
- 地方公共団体へ税源を移譲しており、原則として、養護老人ホームの運営費及び整備費（定員30人以上の施設）は、地方公共団体が補助を行うこととなっている。
- 国としては、以下の経費について地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。
 - ・「小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）」の整備費用及び開設準備経費
 - ・「広域型の養護老人ホーム（定員30人以上）」の開設準備経費

ケアマネジャーの皆様へお願い

- 課題を抱える方への支援の選択肢として、養護老人ホームがあることをご理解ください。
- 経済困窮の方への支援として、生活保護の利用から検討するのではなく、養護老人ホームでの課題解決をご検討ください。
- 地域としての課題解決が進むよう、最後のセーフティネットである養護老人ホームが地域ケア会議の構成員となれるよう、市町村や地域包括支援センターへの働きかけをお願いします。

養護老人ホームの施設数・定員数の推移

○ 養護老人ホームの施設数・定員数・在所者数については、減少傾向となっており、在所者数は、近年
横ばい傾向であったが、令和になってからは減少している。



出典:社会福祉施設等調査

注:平成21~23年は、調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けているため参考値。

平成24~27年は、都道府県・指定都市・中核市が把握している活動中の施設の集計値。

軽費老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 無料又は低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設。（老人福祉法第20条の6）
- 設置に当たって、市町村・社会福祉法人は都道府県知事への届出、他の法人は都道府県知事の許可が必要。

2. 制度の概要

- 施設数等
(R5.10現在)
 - ・施設数 2,337施設
 - ・定員数 95,965人
 - ・利用者数 87,150人 (利用率 90.8%)

- 利用対象者
 - ・家庭環境、住宅事情等の理由で在宅での生活が困難な60歳以上の者。
(利用者と施設長との契約による)

○ 種別

軽費老人ホーム (ケアハウス)	都市型軽費老人ホーム (H22に創設)
高齢者が車いす生活となっても自立した生活が送れるよう配慮したもの	都市部における低所得高齢者に配慮した小規模なホームであるもの
【面積基準】 21.6m ² (13畳) 【定員】 31.9m ² (19畳) 【単身】 【夫婦】	【面積基準】 7.43m ² /人 (4.5畳) 10.65m ² (6.5畳) が望ましい 【定員】 20人以下 (5人以上)

○ 介護保険との関係

- ・介護保険の居宅サービスの利用や、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能

3. 整備費・運営費

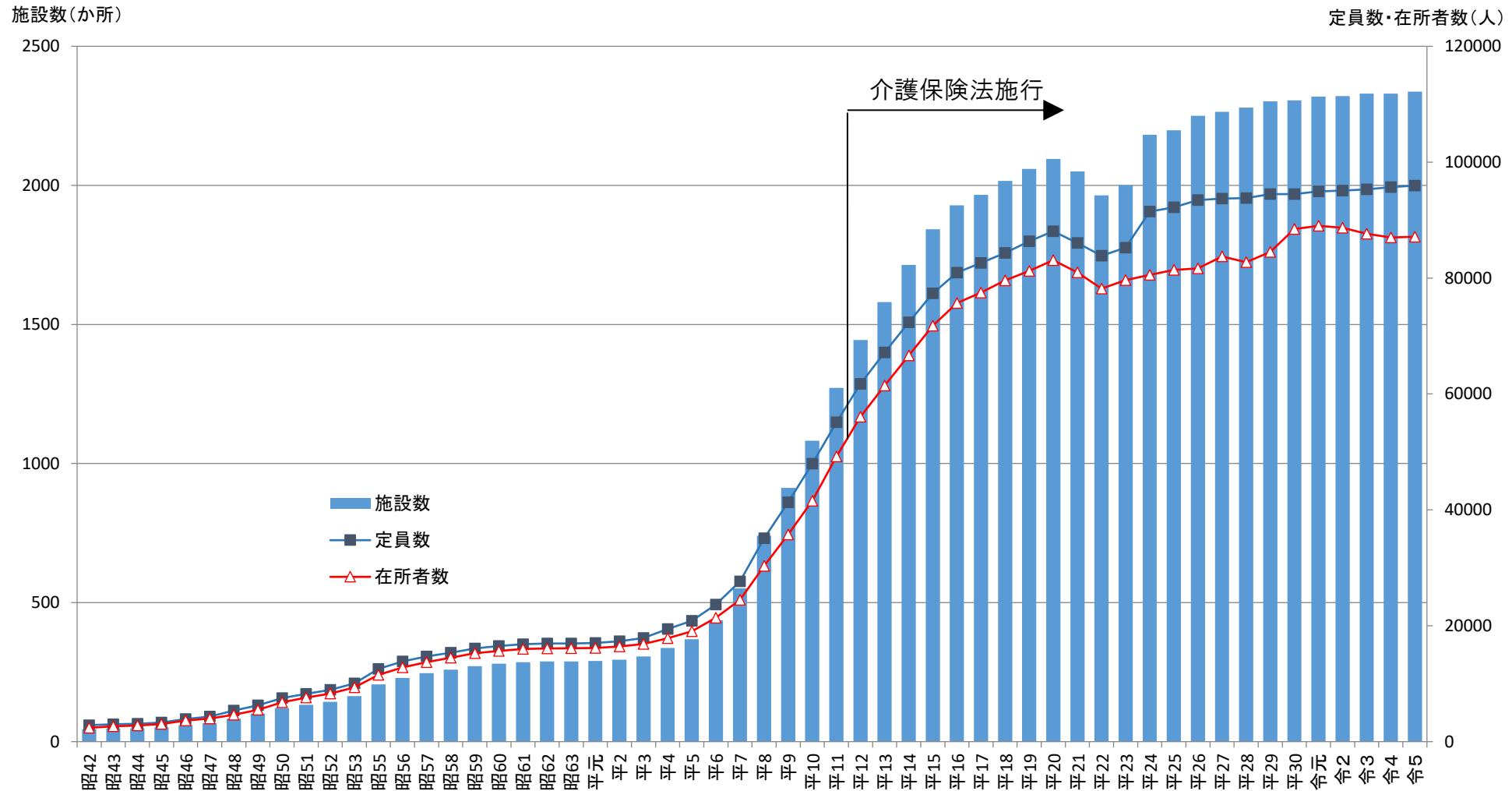
- 地方公共団体へ税源を移譲しており、原則として、軽費老人ホームの運営費及び整備費（定員30人以上の施設）は、地方公共団体が補助を行うこととなっている。

- 国としては、以下の経費について地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。

- ・「小規模な軽費老人ホーム（定員29人以下、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）」の整備費用及び開設準備経費
- ・「広域的な軽費老人ホーム（定員30人以上）」の開設準備経費
- ・都市型軽費老人ホームの整備費用及び開設準備経費

軽費老人ホームの施設数・定員数の推移

○ 軽費老人ホームについては、「ケアハウス」の類型が創設された平成元年度以降、施設数、定員数とともに増加率が顕著であるが、近年は横ばいとなっている。在所者数は令和になって減少傾向。



出典:社会福祉施設等調査

注: 平成20年以前は、全数調査。平成21~23年は、調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けているため参考値。平成24年以降、施設数、定員数については、都道府県・指定都市・中核市が把握している活動中の施設の集計値。所在者数については、平成29年以前は回収のあった施設の集計値。平成30年度以降、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。

養護老人ホーム等における公益的な取組について

令和6年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和7年3月）資料（抜粋、一部修正）

4. 養護老人ホーム・軽費老人ホーム等について

（6）養護老人ホーム等における公益的な取組について

社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホーム等においても、高齢者の住まい探しの支援、障害者の就労の場の創出や配食サービス等の「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

加えて、養護老人ホームや軽費老人ホームについては、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、過去の調査研究事業等では認知度について一定の課題があることから、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

令和5・6年度の調査研究事業では、施設へのヒアリングやモデル的な伴走支援を通じて、取組を開始するためのプロセス、取組の効果等を整理し、地域における公益的な取組の普及を図ることとしている。

各地方自治体におかれても、養護老人ホームや軽費老人ホームの地域における公益的な取組について、調査研究事業における事例に加え、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、管内の施設等が取り組んでいる事例等を周知するなど、御配慮いただきたい。

①令和5年度老人保健健康増進等事業

「養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生社会の実現に向けた取組の促進等に関する研究事業」

②令和6年度老人保健健康増進等事業

「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」

事業実施主体：①②ともに株式会社NTTデータ経営研究所

事業実績報告書掲載URL：<https://www.nttdata-strategy.com/roken/index.html>

